証券コード7899
2020年７月13日

株　主　各　位

愛知県愛知郡東郷町諸輪北山158番地89
MICS化学株式会社
代表取締役社長　大　塚　茂　樹

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

（新型コロナウイルス感染防止に関するお願い）

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、事前に書面（郵送）又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ですが、議決権の行使につきましては、2頁から3頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申しあげます。

なお、本年は株主総会のお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年７月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル　ルブラ王山　２階「金鯱」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項
１．第51期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第51期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役４名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.c-mics.com/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

①書面（郵送）にて行使される場合



行使期限
2020年７月27日（月曜日）午後５時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

②インターネットにより行使される場合

行使期限
2020年７月27日（月曜日）午後５時45分まで



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては、次頁をご覧ください。

議決権行使ウェブサイト：https://www.web54.net

③株主総会にご出席される場合

株主総会日時
2020年７月28日（火曜日）午前10時開催
(受付開始は午前９時を予定しております)



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

書面（郵送）とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
なお、インターネットによる方法で複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使について

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ってください。



※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

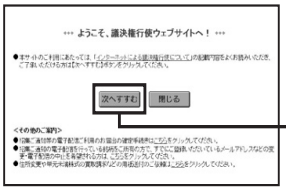
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ＱＲコードを再度読み取っていただくと、ＰＣ向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

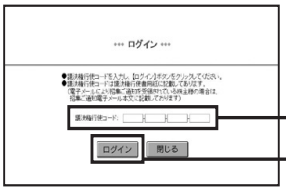
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

１－１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境の改善傾向を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦による通商問題や新型コロナウイルスの感染拡大により、景況感は急激に悪化しています。

このような状況のなか、当社グループの売上高は、食品・非食品分野ともに減少し、2,491百万円（前連結会計年度比1.7％減）となりました。

利益につきましては、設備投資に伴う減価償却費の増加や物流コストの上昇等により、営業利益は48百万円（前連結会計年度比39.3％減）となりました。また、経常利益は46百万円（前連結会計年度比45.3％減）、投資有価証券評価損13百万円の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は9百万円（前連結会計年度比83.0％減）となりました。

売上高を用途別にみますと、食品分野では、惣菜用途が増加しましたが、畜産用途、農産用途が減少し、1,473百万円（前連結会計年度比1.1％減）となりました。

非食品分野では、医療用途や海外向けの産業用途が減少し、531百万円（前連結会計年度比5.4％減）となりました。

商品等につきましては、486百万円（前連結会計年度比0.5％増）となりました。

用途別売上高は次のとおりです。

売上高の内訳

（単位：千円）

用途別		第51期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）	前連結会計年度比(%)
製品	食品	1,473,709	△1.1
	非食品	531,756	△5.4
	製品合計	2,005,465	△2.3
商品及び受託加工		486,169	0.5
合計		2,491,635	△1.7

１－２．資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

当連結会計年度において、当社所要資金は、一部子会社の銀行借入を除き、大部分を自己資金によってまかない、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

(2) 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は195百万円です。その主なものは５層成形装置128百万円、制御盤７百万円、巻取り機６百万円、会計システム11百万円等です。

１－３．直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 48 期 (2017年４月期)	第 49 期 (2018年４月期)	第 50 期 (2019年４月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (2020年４月期)
売　　上　　高(千円)	2,549,891	2,512,191	2,535,811	2,491,635
経　常　利　益(千円)	182,852	99,592	85,194	46,571
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	125,823	70,680	53,257	9,051
１株当たり当期純利益（円）	24.01	13.49	10.16	1.73
総　　資　　産(千円)	3,878,754	3,826,747	3,884,787	3,707,392
純　　資　　産(千円)	3,186,704	3,200,489	3,197,030	3,160,977
１株当たり純資産額（円）	608.22	610.85	610.19	602.38

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 48 期 (2017年４月期)	第 49 期 (2018年４月期)	第 50 期 (2019年４月期)	第 51 期 (当事業年度) (2020年４月期)
売　　上　　高(千円)	2,482,032	2,436,586	2,451,256	2,395,652
当　期　純　利　益(千円)	122,701	67,077	51,789	5,509
１株当たり当期純利益（円）	23.42	12.80	9.88	1.05
総　　資　　産(千円)	3,821,724	3,771,551	3,829,673	3,643,831
純　　資　　産(千円)	3,169,218	3,179,401	3,174,474	3,134,879
１株当たり純資産額（円）	604.88	606.83	605.89	597.41

１－４．対処すべき課題

当社グループをとりまく中長期的な経営環境としまして、人口減少や高齢化社会の進行、それに伴う労働力不足や介護問題の深刻化、プラスチック廃棄物等の環境問題の激化、更には新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞などが予想されます。そのため、当社はこれまで以上に、これらの課題に対応することで、社会に貢献していくことが求められています。

このようななか、当社グループは、中期的展望として『パイオニアブランド復活』をスローガンとして、以下を重要課題と位置づけて取り組んでまいりました。

①機能商品の開発で新たなビジネスの柱を構築
②製品品質向上で既存の市場シェアを死守
③海外販路を含めた新たな顧客の開拓と拡大
④営業力の強化
⑤10年先を見据えた経営資源の活用

これらの取組みを着実に推進し、お客様のご要望に応えられるサービスを持続的に提供していくことにより競争力を維持強化し、更なる飛躍を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

１－５．主要な事業内容

当社グループは、当社及び当社の連結子会社１社より構成されており、プラスチックフィルムのメーカーで主要業務は次のとおりです。

①多層チューブフィルムの製造、販売
②ウレタンチューブフィルムの製造、販売
③グラビア印刷並びに製袋加工
④シュリンクラベルフィルムの加工販売
⑤その他合成樹脂製品の販売

１－６．主要な営業所及び製造所並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び製造所

①当社

・本　社		愛知県愛知郡東郷町
・営業所	名古屋営業所	愛知県愛知郡東郷町
	東京営業所	東京都中央区
	大阪営業所	大阪市福島区
	札幌営業所	札幌市手稲区
	福岡営業所	福岡市博多区
	広島営業所	広島市南区
	仙台営業所	仙台市青葉区
・製造所	本社製造所	愛知県愛知郡東郷町
	東京製造所	埼玉県越谷市小曽川
	札幌製造所	札幌市手稲区

②子会社

・エイワファインプロセシング株式会社　埼玉県越谷市大間野町

(2) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
109名(17名)	2名増(1名増)

(注) 使用人数は、就業員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、外国人技能実習生を含む。）は、年間の平均人員を外数で（ ）に記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名(17名)	―(1名増)	45.6歳	14.9年

(注) 使用人数は、就業員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、外国人技能実習生を含む。）は、年間の平均人員を外数で（ ）に記載しております。

１－７．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
エイワファインプロセシング株式会社	15百万円	100%	製袋加工及び販売等

１－８．主要な借入先及び借入額

当社は借入金はありませんが、子会社のエイワファインプロセシング株式会社には、株式会社栃木銀行からの借入金12百万円があります。

１－９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要課題と考えており、地道に経営基盤を強化し、常に安定配当を維持することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化と、今後の研究開発活動、設備投資、情報投資に活用し、企業価値の向上に努め、企業内容の充実を図ってまいります。

従いまして、株主の皆様に対する配当金につきましては、財務状況、利益水準、配当性向及び株主資本配当率等を、総合的に勘案して実施することとしております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、剰余金の配当等の決定機関については、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　23,850,000株

(2) 発行済株式の総数　　5,850,000株（自己株式602,507株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数　　2,202名

(4) 上位10名の株主

株主名	所有株式数	持株比率
盛田エンタプライズ株式会社	2,608,000株	49.69%
名古屋中小企業投資育成株式会社	210,000	4.00
ＭＩＣＳ化学従業員持株会	159,374	3.03
ＭＩＣＳ化学取引先持株会	156,800	2.98
株式会社三井住友銀行	120,000	2.28
伊藤公一	60,200	1.14
八木英司	38,300	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	36,400	0.69
伊藤久美	32,100	0.61
永尾尚子	32,000	0.60

（注）１．当社は、自己株式を602,507株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2020年４月30日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大　塚　茂　樹	代表取締役社長	エイワファインプロセシング株式会社　代表取締役社長
石　原　裕　之	取締役　製造部長	
髙　橋　英　明	取締役　営業部長	
丸　山　　等	取締役	
後　藤　もゆる	取締役	弁護士
長谷川　　隆	常勤監査役	
佐　原　司　郎	監査役	
中　神　邦　彰	監査役	公認会計士

（注）１．取締役のうち、後藤もゆる氏は、社外取締役です。

２．監査役のうち、佐原司郎氏及び中神邦彰氏は、社外監査役です。

３．当社は、取締役後藤もゆる氏及び監査役中神邦彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

４．上記のほか、当該事業年度に係る役員の重要な兼職の状況及び当社と兼務先との関係は、以下のとおりです。

・取締役丸山等氏は、盛田エンタプライズ株式会社の取締役、株式会社イズミックの専務取締役を兼務しております。

・監査役佐原司郎氏は、盛田エンタプライズ株式会社の専務取締役、株式会社イズミックの取締役を兼務しております。

なお、盛田エンタプライズ株式会社は当社の大株主であり、株式会社イズミックは盛田エンタプライズ株式会社の子会社です。

５．監査役長谷川隆氏及び佐原司郎氏は金融機関出身者であり、財務等専門分野に関する永年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役中神邦彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

６．当社は、取締役後藤もゆる氏及び監査役中神邦彰氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。

(2) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	5名 (1)	34,120千円 (1,200)
監　査　役 (うち社外監査役)	2 (1)	8,850 (1,200)
合　　計 (うち社外役員)	7 (2)	42,970 (2,400)

(注) 1．株主総会の決議（2011年７月27日開催）による取締役の報酬限度額は、年額120,000千円です。なお、株主総会の決議（2019年７月26日開催）による取締役の譲渡制限付株式報酬の限度額は、別枠で年額10,000千円です。

2．株主総会の決議（2011年７月27日開催）による監査役の報酬限度額は、年額15,000千円です。

3．役員報酬を支給していない取締役１名及び監査役１名は含まれておりません。

4．上記には、2019年７月26日をもって退任した取締役１名を含んでおります。

5．上記の報酬等の総額には、譲渡制限付株式報酬額1,949千円（取締役３名）が含まれております。

6．上記の報酬等の総額に記載するほか、当事業年度に退任した取締役１名に6,960千円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	後　藤　もゆる	当事業年度開催の取締役会に7回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	佐　原　司　郎	当事業年度開催の取締役会に7回全てに出席、監査役会6回全てに出席し、金融機関出身者として財務等専門分野に関する永年の経験等から適宜発言を行っております。
監査役	中　神　邦　彰	当事業年度開催の取締役会に6回出席、監査役会5回に出席し、公認会計士として主に財務会計の専門家としての見地から適宜発言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会開催回数は7回、監査役会開催回数は6回です。

５．会計監査人に関する事項

(1) 名称

監査法人 東海会計社

(2) 報酬等の額

報　酬　の　内　容	支払金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画等についてヒアリングし、その妥当性や適切性を確認するとともに、監査時間や監査報酬等を精査したところ、当該報酬は相当であることを認め、報酬等に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に徹底する。

②取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

③取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規定に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

④「社員全員によるＣＳＲ活動の推進について」の資料及び「ＣＳＲハンドブック」を作成し、全社員に配布するとともに、会議等においても繰返し説明、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施する。

⑤内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。

⑥取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、社内通報制度に従い報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理を実施し、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

②情報の取扱いについては「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等に基づき厳正に取扱うこととする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社リスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

②当社の業務遂行に関するリスクは、取締役がその担当業務のリスク管理を行う。

③事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、経営会議等で審議し、リスク管理を行う。

④環境については、ISO14001に基づき、その関連諸規程を遵守する。

⑤内部監査室は各種規程やマニュアルに沿って、関連部門と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

⑥有事の対応として、天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、「緊急事態対応手順」、並びに「ＣＳＲハンドブック」や「地震災害時の行動ルール」の冊子等に従い、対応を行う。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役相互の情報の共有化及び個別経営課題の協議の場として、取締役等が参加する経営会議を毎週１回開催することにより、取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制とする。

（５）当社及び子会社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業績の状況は、子会社の役員が、定期的に当社が各部署の業務状況を把握する場として毎月開催する運営会議で報告し、企業集団として業務の適正を確保できる体制とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスクマネジメントを行う。

③子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「子会社管理規程」に基づき協議し、承認する。また、業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について、定期的に意見交換や情報交換を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が、定期的な内部監査の対象とする。

⑤その他の当社及び子会社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社は、関係会社との連携・情報共有を保ちつつ、会社の規模、事業の性質、機関の設計等を踏まえ自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。なお、主要な関係会社とは、業務執行の状況や重要な経営課題等について情報共有を行う。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が職務執行のために補助を求めた場合、監査役の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

（７）前項使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査役会の同意を得たうえで決定する。

（8）当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

②取締役及び子会社の取締役は、主な業務の執行状況について、適宜適切に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を実施する。監査役はいつでも、取締役及び使用人、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

（9）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとし、また稟議書他の業務執行上重要な書類を常時閲覧し、報告を求めることができる体制とする。

②監査役と会計監査人等とのディスカッションを必要に応じて実施し、相互の連携を深め、より実効的な監査を目指すこととする。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１）法令遵守に関する取組みにつきましては、教育啓蒙活動（コンプライアンス情報の社員への配信、研修会の開催、確認テストなど）を継続的に実施するとともに、「働き方改革関連法」に対応するため、社内規程の整備や有給休暇の確実な取得のための施策を実施しました。

（２）情報管理に関する取組みにつきましては、情報管理委員会を定期的に開催し、情報セキュリティー意識の向上施策を実施しました。

（３）リスク管理につきましては、ほぼ毎週開催している経営会議と毎月開催している運営会議のなかで、各部門からのリスク情報を共有するとともに、社会情勢等を踏まえ、労働・雇用における諸問題、プラスチック廃棄物等の環境問題等、様々な事項について議論を行い、対応を進めています。

（４）当事業年度は、取締役会が７回開催され、書面決議が１回実施されました。そのなかで、経営方針や予算の策定、重要な投資の審議、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンス強化等について、議論が行われました。また、中期経営計画の重点課題については、ＰＤＣＡサイクルを回し、課題達成を推進しております。

（５）子会社管理につきましては、当社の取締役が定期的に経営管理状況を監督するとともに、「子会社管理規程」に従い、当社の監査役が子会社調査を実施し、法令遵守状況やリスク管理体制等について監視しております。

（６）当社は、子会社を含めた内部通報制度を導入しており、「内部通報制度運用規程」に則り適切に運用しています。なお、規程には内部通報をした者が、そのことを理由として不利な取扱いを受けることがない旨を定めております。

（７）監査役会は、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況、取締役の職務執行状況、法令・定款等の遵守状況等について監査しました。監査役は、社外取締役や内部監査担当者、会計監査人と連携し、実効的な監査を実施しています。

８．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2020年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,158,343**	**流動負債**	**526,855**
現金及び預金	1,261,798	支払手形及び買掛金	378,851
受取手形及び売掛金	566,201	短期借入金	12,000
電子記録債権	99,714	リース債務	876
商品及び製品	118,577	未払法人税等	13,836
仕掛品	25,027	その他	121,290
原材料及び貯蔵品	69,066	**固定負債**	**19,559**
その他	18,085	退職給付に係る負債	504
貸倒引当金	△127	資産除去債務	10,500
固定資産	**1,549,048**	その他	8,554
有形固定資産	**1,172,687**	**負債合計**	**546,414**
建物及び構築物	287,288	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	236,602	**株主資本**	**3,545,489**
土地	634,701	資本金	774,000
リース資産	811	資本剰余金	1,150,310
その他	13,283	利益剰余金	1,881,079
無形固定資産	**16,555**	自己株式	△259,900
その他	16,555	**その他の包括利益累計額**	**△384,512**
投資その他の資産	**359,805**	その他有価証券評価差額金	3,021
投資有価証券	322,908	土地再評価差額金	△387,533
繰延税金資産	17,111	**純資産合計**	**3,160,977**
その他	20,408		
貸倒引当金	△624		
資産合計	**3,707,392**	**負債・純資産合計**	**3,707,392**

連結損益計算書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,491,635
売上原価		1,745,113
売上総利益		746,521
販売費及び一般管理費		697,895
営業利益		48,625
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,809	
作業くず売却益	196	
その他	3,303	5,309
営業外費用		
支払利息	204	
売上割引	1,590	
支払手数料	5,000	
固定資産除却損	566	
その他	3	7,364
経常利益		46,571
特別損失		
投資有価証券評価損	13,377	13,377
税金等調整前当期純利益		33,193
法人税、住民税及び事業税	23,981	
法人税等調整額	160	24,142
当期純利益		9,051
親会社株主に帰属する当期純利益		9,051

連結株主資本等変動計算書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年５月１日　残高	774,000	1,150,310	1,925,356	△263,394	3,586,272
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△52,434		△52,434
親会社株主に帰属する当期純利益			9,051		9,051
自己株式の処分			△894	3,493	2,599
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△44,276	3,493	△40,782
2020年４月30日　残高	774,000	1,150,310	1,881,079	△259,900	3,545,489

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2019年５月１日　残高	△1,708	△387,533	△389,241	3,197,030
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△52,434
親会社株主に帰属する当期純利益				9,051
自己株式の処分				2,599
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,729	－	4,729	4,729
連結会計年度中の変動額合計	4,729	－	4,729	△36,053
2020年４月30日　残高	3,021	△387,533	△384,512	3,160,977

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　エイワファインプロセシング株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は３月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品、仕掛品、原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ．商品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ．貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　　４～45年

機械装置及び運搬具　２～12年

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法	連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務（期末要支給額）に基づき計上しております。
ロ．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	31,263千円
土地	27,950千円
計	59,213千円

② 担保に係る債務

短期借入金	12,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,666,646千円

(3) 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布）に基づき事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

なお、当該評価差額に係る繰延税金資産116,647千円は、将来の税金負担額を軽減する時期の予測が困難なため、繰延税金資産の算定から控除しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年３月31日公布）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2001年４月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△191,951千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末の株式数（千株）
普通株式	5,850	―	―	5,850

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ．2019年６月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　26,196千円
・１株当たり配当額　５円
・基準日　2019年４月30日
・効力発生日　2019年７月12日

ロ．2019年12月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　26,237千円
・１株当たり配当額　５円
・基準日　2019年10月31日
・効力発生日　2020年１月８日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2020年６月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　26,237千円
・１株当たり配当額　５円
・基準日　2020年４月30日
・効力発生日　2020年７月14日
・配当の原資　利益剰余金

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、プラスチックフィルムの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の余剰資金を運用しており、安全性を考慮し、主に短期の預金及び債券等で運用することとしております。

②金融商品の内容、そのリスク及び金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの与信限度額管理基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、毎年定期的に債権残高に基づいた信用供与額の見直しを実施する体制としております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引金融機関等の株式であり、満期保有目的の債券については、余資運用管理規程に基づき、一定の格付け以上のものを投資対象とし、信用リスクの軽減を図っております。

なお、株式については、市場価格の変動リスクに晒されているため、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次での資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,261,798	1,261,798	―
(2) 受取手形及び売掛金	566,201	566,201	―
(3) 電子記録債権	99,714	99,714	―
貸倒引当金（※）	△127	△127	―
	1,927,587	1,927,587	―
(4) 投資有価証券	322,908	322,506	△402
資産計	2,250,496	2,250,093	△402
(1) 支払手形及び買掛金	378,851	378,851	―
(2) 未払法人税等	13,836	13,836	―
負債計	392,688	392,688	―

（※）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　602円38銭

(2) １株当たり当期純利益　1円73銭

６．追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済・企業活動に深刻な影響が見込まれております。今後の広がり方や収束時期を予想することは困難なことから、当社グループは外部の情報等を踏まえて、今後、2021年４月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表

(2020年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,102,986**	**流動負債**	**489,898**
現金及び預金	1,238,577	支払手形	62,363
受取手形	207,981	電子記録債務	17,010
電子記録債権	91,790	買掛金	287,884
売掛金	346,080	リース債務	876
商品及び製品	118,667	未払金	32,360
仕掛品	24,938	未払費用	49,640
原材料及び貯蔵品	57,203	未払法人税等	12,243
前払費用	17,516	未払消費税等	11,455
その他	357	預り金	2,604
貸倒引当金	△127	その他	13,459
固定資産	**1,540,845**	**固定負債**	**19,054**
有形固定資産	**1,100,521**	資産除去債務	10,500
建物	237,577	その他	8,554
構築物	18,448	**負債合計**	**508,952**
機械装置	225,613	(純資産の部)	
車両運搬具	245	**株主資本**	**3,519,391**
工具器具備品	12,573	**資本金**	**774,000**
土地	605,251	**資本剰余金**	**1,150,310**
リース資産	811	資本準備金	1,150,310
無形固定資産	**16,555**	**利益剰余金**	**1,854,981**
その他	16,555	利益準備金	193,500
投資その他の資産	**423,769**	その他利益剰余金	1,661,481
投資有価証券	322,908	別途積立金	1,370,000
関係会社株式	65,560	繰越利益剰余金	291,481
長期前払費用	4,221	**自己株式**	**△259,900**
繰延税金資産	15,693	**評価・換算差額等**	**△384,512**
差入保証金	15,375	その他有価証券評価差額金	3,021
その他	634	土地再評価差額金	△387,533
貸倒引当金	△624	**純資産合計**	**3,134,879**
資産合計	**3,643,831**	**負債・純資産合計**	**3,643,831**

損　益　計　算　書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		2,395,652
売上原価		1,691,156
売上総利益		704,496
販売費及び一般管理費		662,118
営業利益		42,377
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,798	
作業くず売却益	196	
その他	3,795	5,791
営業外費用		
売上割引	1,590	
支払手数料	5,000	
その他	569	7,159
経常利益		41,009
特別損失		
投資有価証券評価損	13,377	13,377
税引前当期純利益		27,632
法人税、住民税及び事業税	21,791	
法人税等調整額	331	22,122
当期純利益		5,509

株主資本等変動計算書

（2019年５月１日から2020年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年５月１日残高	774,000	1,150,310	1,150,310	193,500	1,064	1,370,000	338,235	1,902,800
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,064		1,064	－
剰余金の配当							△52,434	△52,434
当期純利益							5,509	5,509
自己株式の処分							△894	△894
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,064	－	△46,754	△47,818
2020年４月30日残高	774,000	1,150,310	1,150,310	193,500	－	1,370,000	291,481	1,854,981

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年５月１日残高	△263,394	3,563,716	△1,708	△387,533	△389,241	3,174,474
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△52,434				△52,434
当期純利益		5,509				5,509
自己株式の処分	3,493	2,599				2,599
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			4,729	－	4,729	4,729
事業年度中の変動額合計	3,493	△44,325	4,729	－	4,729	△39,595
2020年４月30日残高	△259,900	3,519,391	3,021	△387,533	△384,512	3,134,879

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券　償却原価法

②子会社株式　移動平均法による原価法

③その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品、仕掛品、原材料　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　７～38年

機械装置　２～８年

②無形固定資産　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,322,858千円

(2) 関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債務　8,591千円

(3) 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布）に基づき事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

なお、当該評価差額に係る繰延税金資産116,647千円は、将来の税金負担額を軽減する時期の予測が困難なため、繰延税金資産の算定から控除しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年３月31日公布）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2001年４月30日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△191,951千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高　38,149千円

その他　58,248千円

営業取引以外の取引による取引高　623千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末の株式数（千株）
普通株式	610	―	8	602

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	2,364千円
未払費用	7,662千円
投資有価証券評価損	9,392千円
資産除去債務	3,160千円
未払事業税	4,525千円
減損損失	2,094千円
その他	599千円
繰延税金資産小計	29,799千円
評価性引当額	△14,105千円
繰延税金資産合計	15,693千円
繰延税金資産の純額	15,693千円

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、繰延税金資産として計上しておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	597円41銭
(2) １株当たり当期純利益	1円05銭

７．追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済・企業活動に深刻な影響が見込まれております。今後の広がり方や収束時期を予想することは困難なことから、当社は外部の情報等を踏まえて、今後、2021年４月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月８日

ＭＩＣＳ化学株式会社

取締役会　御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	塚本憲司 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	阿知波智大 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＭＩＣＳ化学株式会社の2019年５月１日から2020年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＩＣＳ化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに。意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月８日

ＭＩＣＳ化学株式会社

取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員　公認会計士　塚本憲司　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　阿知波智大　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＭＩＣＳ化学株式会社の2019年５月１日から2020年４月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年５月１日から2020年４月30日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び全事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも持続的な内部統制システムの整備、充実が重要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人東海会計社の監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人東海会計社の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月９日

ＭＩＣＳ化学株式会社　監査役会

常勤監査役　長谷川　　隆　㊞

監　査　役　佐　原　司　郎　㊞

監　査　役　中　神　邦　彰　㊞

(注) 監査役佐原司郎と監査役中神邦彰は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（５名）が任期満了となります。

つきましては、当社規模に見合うレベルの経営陣を考慮し、取締役４名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大塚茂樹（おおつかしげき） (1958年６月24日)	1977年４月　富士電機冷蔵株式会社入社 1981年５月　ソニー㈱宮株式会社（現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）入社 2006年４月　Sony Precision Engineering Malaysia Sdn.Bhd. Director 2008年８月　Sony Technology(Thailand)Co.,Ltd. Ayutthaya TEC Director 2012年８月　Sony EMCS(Malaysia)Sdn.Bhd. PG-TEC Deputy TEC President 2017年５月　当社顧問 2017年７月　当社代表取締役社長（現任） 2019年６月　エイワファインプロセシング株式会社代表取締役社長（現任）	15,115株
2	髙橋英明（たかはしひであき） (1960年１月18日)	1982年４月　昭和薬品株式会社（現 アルフレッサファーマ株式会社）入社 1991年４月　当社入社 2005年５月　当社名古屋営業所長 2010年４月　当社営業部次長 2013年11月　当社生産管理部長 2017年５月　当社営業部長 2019年７月　当社取締役営業部長（現任）	10,192株
3	丸山等（まるやまひとし） (1960年１月12日)	1983年８月　株式会社山泉商会（現　株式会社イズミック）入社 2006年１月　株式会社イズミック本店長 2006年８月　同社取締役 2013年４月　同社常務取締役営業本部長 2013年７月　当社取締役（現任） 2015年３月　盛田エンタプライズ株式会社　取締役（現任） 2018年１月　株式会社イズミック　専務取締役営業本部長（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	後藤（ごとう）　もゆる (1971年5月9日)	2003年４月　司法修習生 2004年10月　弁護士登録（愛知県弁護士会） 2008年10月　後藤・鈴木法律事務所入所 2015年７月　当社社外取締役（現任） 2018年１月　後藤・鈴木法律事務所パートナー就任（現任）	500株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．所有する当社の株式数には、ＭＩＣＳ化学役員持株会における持分は含まれておりません。

３．後藤もゆる氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者です。なお、同氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は児堀もゆる氏です。

４．後藤もゆる氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、同氏の当社での社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。

５．当社は、後藤もゆる氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。なお、当該契約については後藤もゆる氏が社外取締役の間は継続される内容となっております。

６．後藤もゆる氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（３名）が、任期満了となります。
つきましては、監査役３名の選任をお願いするものです。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	長谷川（はせがわ）　隆（たかし） （1957年７月20日）	1980年４月　株式会社東海銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2011年４月　当社出向（内部監査室長） 2012年７月　当社常勤監査役（現任）	15,000株
2	佐原（さはら）　司郎（しろう） （1957年７月13日）	1981年４月　株式会社三井銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 2011年６月　盛田エンタプライズ株式会社　社長付財務担当部長 2012年３月　同社取締役財務部長 2012年７月　当社社外監査役（現任） 2013年３月　盛田エンタプライズ株式会社　常務取締役 2016年３月　株式会社イズミック取締役（現任） 2018年１月　盛田エンタプライズ株式会社　専務取締役（現任）	―
3	中神（なかがみ）　邦彰（くにあき） （1964年８月12日）	1997年４月　公認会計士登録 中神邦彰公認会計士事務所開設 1997年６月　税理士登録（名古屋税理士会） 中神邦彰税理士事務所開設 2017年７月　当社社外監査役（現任）	―

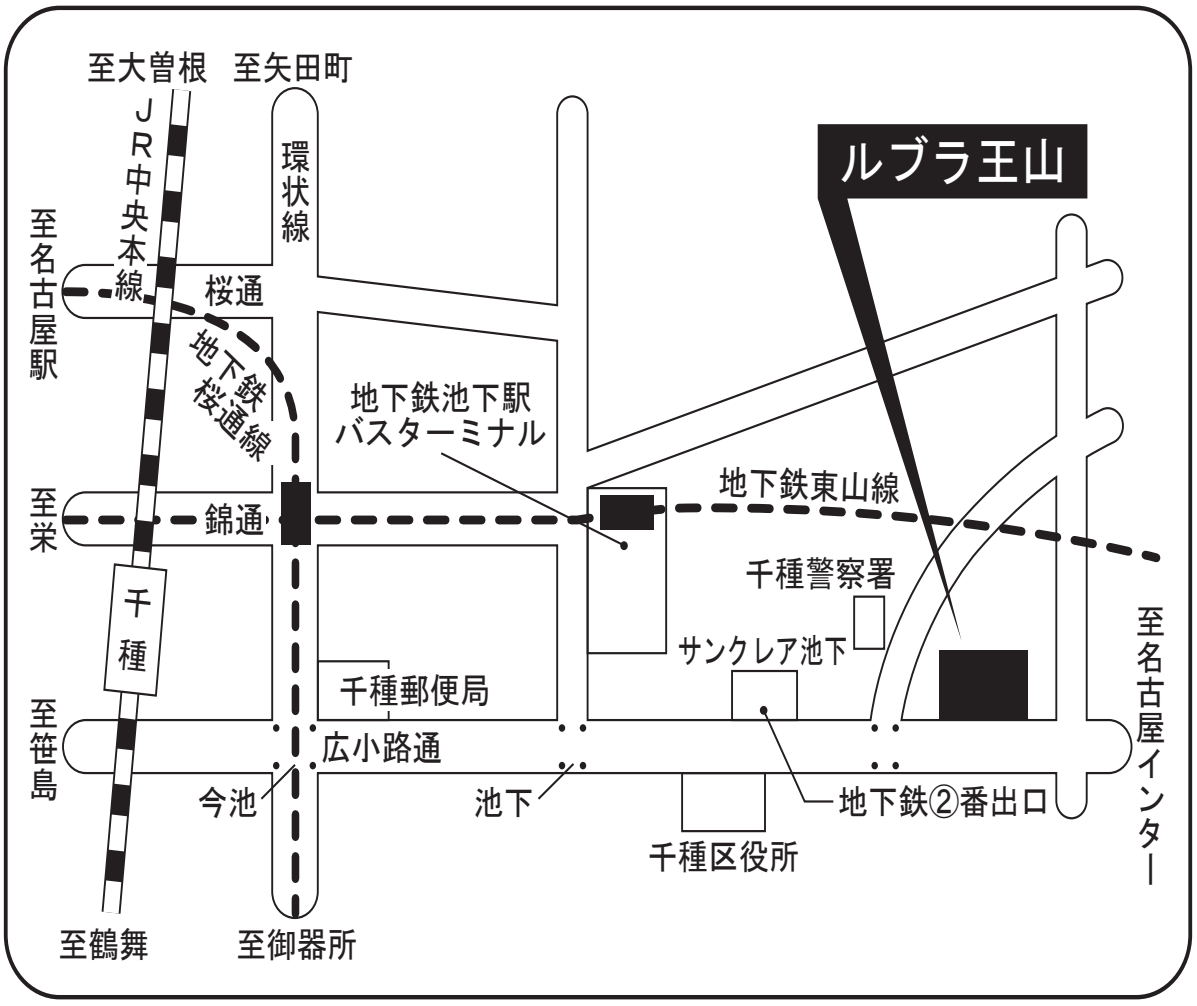
（注）１．佐原司郎氏及び中神邦彰氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者です。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．所有する当社の株式数には、ＭＩＣＳ化学役員持株会における持分は含まれておりません。
４．佐原司郎氏は、金融機関出身者であり、財務等専門分野に関する永年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、中神邦彰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、佐原司郎氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって８年、中神邦彰氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
５．当社は、中神邦彰氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。なお、当該契約については、中神邦彰氏が社外監査役の間は継続される内容となっております。
６．当社は、中神邦彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。

以　上

株主総会会場のご案内図

会　　場　名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル　ルブラ王山　２階「金鯱」
電話（052）762-3151（代表）

交通機関　地下鉄東山線・池下駅下車　徒歩３分



FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK